

仕様書

- 1 工事名称 滋野児童館建設工事
- 2 工事箇所 東御市 滋野乙 2966-3 の一部
滋野小学校東側（旧滋野保育園跡地）
- 3 工事期間 契約確定日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで
- 4 工事概要 木造平屋建て、延べ床面積 578.77 m²、建築面積 657.59 m²
建築工事 一式
機械設備工事 一式
電気設備工事 一式
外構工事 一式
- 5 その他（留意点等）
 - (1) 太陽光発電設備に係るパネル等設置工事については、PPA 事業者が設置するため工程等含め連携し進めること。
 - (2) 「ZEB」(鍵 ZEB)設計により認定された建物仕様である。
 - (3) 資材の調達、申請等に期間がかかるものについては、速やかな対応を図ること。
 - (4) 概ね 1 週間に 1 度程度、定例の打ち合わせ会議を開催するものとする。その他、必要に応じて開催するものとする。
 - (5) 小学校に隣接しているため児童の安全に配慮すること。
 - (6) 工事に先立ち片羽区、近隣住民および関係機関等に周知し実施すること。
 - (7) 工事車両の出入等において通行者の安全に配慮すること。
 - (8) 請負者が起因する第三者に与えた損害及び苦情等は請負者にて負担処理を行うこと。
 - (9) 竣工図については、十分な確認を行い作成すること。
 - (10) 発注者が行う国等への申請報告手続きに係る資料作成に協力すること。
 - (11) 業務の遂行にあたり、疑義等が発生した場合は発注者と協議のうえ方針を決定するものとする。
- 6 担当部署
東御市教育委員会事務局教育部教育課学校施設・青少年教育係
電話：0268-64-5906